

養成講座利用規約

この利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、株式会社RENACIMIENTO（以下、「当社」といいます。）がNoah Style TOKYOとして提供する各養成講座（以下、「本サービス」といいます。）の利用条件を受講者の皆さま（以下、「受講生」といいます。）と当社との間で定めるものです。

第1条（適用）

本規約は、受講生と当社との間の本サービスの利用に関わる一切の關係に適用されるものとします。当社は本サービスに関し、本規約のほか、ご利用にあたってのルール等、各種の定め（以下、「個別規定」といいます。）をすることがあります。これら個別規定はその名称のいかんに関わらず、本規約の一部を構成するものとします。

本規約の規定が前条の個別規定の規定と矛盾する場合には、個別規定において特段の定めなき限り、個別規定の規定が優先されるものとします。

第2条（規約への同意及び申込）

受講生は、本規約の定めに従って本サービスを利用しなければなりません。受講生は、本規約に同意をしない限り本サービスを利用できません。

受講生が未成年者である場合は、親権者等の法定代理人の同意を得たうえで本サービスを利用してください。また、受講生が本サービスを事業者のために利用する場合は、当該事業者も本規約に同意したうえで本サービスを利用してください。

本サービスにおいて個別規定がある場合、受講生は、本規約のほか個別規定の定めにも従って本サービスを利用するものとします。

本サービスへのお申し込みは当社が指定する方法にて受講生本人が行い、申込情報を送信した時点で本規約へ同意したものとします。また、申込情報を送信した時点で受講生が支払うべき債務の支払い義務が発生します。

第3条（サービス内容の変更）

当社は、受講生への事前の告知をもって、本サービスの内容を変更、追加または廃止することがあり、ユーザーはこれを承諾するものとします。

第4条（規約の変更）

当社は以下の場合には、受講生の個別の同意を要せず、本規約を変更することができるものとします。

- ・本規約の変更が受講生の一般の利益に適合するとき。
- ・本規約の変更が本サービス利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

当社は受講生に対し、前項による本規約の変更にあたり、事前に、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を通知します。

第5条（プライバシー）

当社は、本サービスの利用によって取得する個人情報については、当社「プライバシーポリシー」に従い適切に取り扱うものとします。

第6条（禁止事項）

受講生は、本サービスの利用にあたり、以下の行為をしてはなりません。

- ・法令または公序良俗に違反する行為、犯罪行為に関連する行為
- ・本サービスの内容等、本サービスに含まれる著作権、商標権ほか知的財産権を侵害する行為
- ・当社、ほかの受講生、またはその他第三者へ本サービスに関わる情報を漏洩する行為

- ・本サービスによって得られた情報を当社の許諾なく第三者へ漏洩する行為
- ・本サービスによって得られた情報を当社の許諾なく無断で商業的に利用する行為
- ・当社のサービスの運営を妨害するおそれのある行為
- ・不正アクセスをし、またはこれを試みる行為
- ・他の受講生に関する個人情報等を収集または蓄積する行為
- ・不正な目的を持って本サービスを利用する行為
- ・本サービスの他の受講生またはその他の第三者に不利益、損害、不快感を与える行為
- ・面識のない異性との出会いを目的とした行為
- ・当社のサービスに関連して、反社会的勢力に対して直接または間接に利益を供与する行為
- ・当社、ほかの受講生、またはその他第三者へマルチ商法、マルチレベルマーケティング(MLM)、ネットワークビジネス、ネズミ溝などの連鎖販売取引、宗教活動、宗教団体への勧誘、その他類するものへ勧誘、喧伝する行為。
- ・その他、当社が不適切と判断する行為

第7条（利用料金と利用期間）

受講生は当社が提供する本サービスを受講するにあたり、必要な代金を受講前に全額納付する必要があります。納付された代金は第10条に定める場合を除き、原則として払戻しません。

料金の詳細は別途定める通りとし、当社が定める方法により受講生が確認を行い、当社が指定する決済方法で全額を納入する必要があります。但し、納入時期や決済方法について当社と別に書面にて合意がある場合を除きます。

受講生は申込が成立した時点で受講者が支払うべき債務の支払い義務が発生します。

受講生が受けられるサービスの期間(以下、利用期間)は申込成立日を起算日としてそれぞれ定める期間とします。利用期間を過ぎた場合、受講者としての権利は失効します。この際、未受講分を含む一切の払い戻しはありません。

第8条（本サービスの提供の停止等）

当社は、以下のいずれかの事由があると判断した場合、受講生に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の提供を停止または中断することができるものとします。

- ・地震、落雷、火災、停電または天災などの不可抗力により、本サービスの提供が困難となった場合
- ・コンピュータまたは通信回線等が事故により停止した場合
- ・その他、当社が本サービスの提供が困難と判断した場合

当社は、本サービスの提供の停止または中断により、受講生または第三者が被ったいかなる不利益または損害についても、一切の責任を負わないものとします。

第9条（利用制限およびサービス提供の拒否）

当社は、受講生が以下のいずれかに該当する場合には、事前の通知なく、受講生に対して、本サービスの全部もしくは一部の利用を制限し、またはサービスの提供を拒否することができるものとします。

- ・本規約のいずれかの条項に違反した場合
- ・登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合
- ・料金等の支払債務の不履行があった場合
- ・当社からの連絡に対し、一定期間返答がない場合
- ・本サービスについて、最終の利用から一定期間利用がない場合
- ・その他、当社が本サービスの利用を適当でないと判断した場合

当社は、本条に基づき当社が行った行為により受講者または第三者が被ったいかなる不利益または損害についても、一切の責任を負わないものとします。

第10条（利用の中断及び払戻）

受講生は、当社の定める中断手続により、本サービスの利用を中断できるものとします。

中断した場合、原則として払い戻しは行わず、既入金額は無効となり、再度再開するには講座価格の全額を改めて納付する必要があります。ただし、事情やむを得ないと弊社が認めた場合に限り減額することがあります。

ただし、事情やむを得ないと弊社が認めた場合に限り、下記の通り未受講分の払い戻しを致します。受講分の払い戻しについては下記の通りといたします。

・授業料を講座時間で除した金額に未受講回数を乗じ、検定料(未受験の場合に限る)を加えた金額から払戻手数料55,000円を減じた額

第11条（保証の否認および免責事項）

当社は、本サービスに事実上または法律上の瑕疵（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、権利侵害などを含まず。）がないことを明示的にも黙示的にも保証しておりません。また、他協会との共通性、互換性、協議協定は無く、本サービスを受けることにより他協会が実施する試験や検定、認定資格等に対して弊社の講座や修了認定証等を持って特別有利になることはありません。

当社は、本サービスに起因して受講生に生じたあらゆる損害について、当社の故意又は重過失による場合を除き、一切の責任を負いません。ただし、本サービスに関する当社と受講生との間の契約（本規約を含みます。）が消費者契約法に定める消費者契約となる場合、この免責規定は適用されません。

前項但し書に定める場合であっても、当社は、当社の過失（重過失を除きます。）による債務不履行または不法行為により受講生に生じた損害のうち特別な事情から生じた損害（当社または受講者が損害発生につき予見し、または予見し得た場合を含みます。）について一切の責任を負いません。また、当社の過失（重過失を除きます。）による債務不履行または不法行為により受講者に生じた損害の賠償は、受講生から当該損害が発生した月に受領した利用料の額を上限とします。

当社は、本サービスに関して、受講生と他の受講生または第三者との間において生じた取引、連絡または紛争等について一切責任を負いません。

第12条（本規約と法令の関係）

本規約の規定が本サービスに関する受講生と当社との間の契約に適用される消費者契約法その他の法令に反するとされる場合、当該規定は、その限りにおいて、受講生との契約には適用されないものとします。ただし、この場合でも、本規約の他の規定の効力に影響しないものとします。

第13条（通知または連絡）

受講生と当社との間の通知または連絡は、当社の定める方法によって行うものとします。当社は、受講生から、当社が別途定める方式に従った変更届け出がない限り、現在登録されている連絡先が有効なものとみなして当該連絡先へ通知または連絡を行い、これらは発信時に受講生へ到達したものとみなします。

第14条（権利義務の譲渡の禁止）

受講生は、当社の書面による事前の承諾なく、利用契約上の地位または本規約に基づく権利もしくは義務を第三者に譲渡し、または担保に供することはできません。

第15条（準拠法・裁判管轄）

本規約は日本語を正文とし、その準拠法は日本法とします。

本サービスに関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所もしくは横浜地方裁判所、東京簡易裁判所、横浜簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上